

就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付します

住居確保給付金（家賃補助）のご案内

令和8年7月

■ 住居確保給付金（家賃補助）とは

仕事を辞めたことなどで収入が減少し、家賃の支払いにお悩みの方に、再就職に向けた活動※を行うことなどを要件として、原則3か月（一定の条件を満たせば、最長9か月まで）家賃額を補助します。

※自営業の方は経営の改善に向けた活動のサポートになる場合があります。

■ 対象者（概要）

次の①～⑧のすべてに該当する方。

- ①住宅を失った、または失うおそれがある。
- ②離職等の日から2年以内、又は休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある。
- ③離職等の場合は離職の日において、また、休業等の場合は申請月において、世帯の生計を主に維持していた。
- ④ハローワーク等に求職申込をし、常用就職を目指した求職活動を行う、又は行っている。あるいは、経営相談窓口へ経営相談の申し込みをし、自立に向けた活動を行う、または行っている（自営業者限定）。
- ⑤申請者の世帯収入額の合計が、収入基準額（※1（①基準額＋②家賃額））以下である。
（世帯収入額とは？ 申請月における「申請者及び同一の住居に居住し生計を一にする者の収入」を合算した額）
- ⑥申請者の世帯の金融資産（※2（預貯金、現金、債券、株式、投資信託））の合計が、一定額以下である。
- ⑦住宅の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び世帯員が受けていない。
- ⑧申請者及びその他世帯員が暴力団員ではない。

世帯 人数	①基準額	②家賃額 （上限）	（※1）収入基準額 （参考）
1人	89,000円	31,000円	120,000円
2人	131,000円	37,000円	168,000円
3人	157,000円	40,000円	197,000円
4人	194,000円		234,000円
5人	232,000円	48,000円	272,000円
6人	269,000円		312,000円
7人	306,000円		354,000円
8人	339,000円		387,000円

世帯 人数	（※2）金融資産額
1人	534,000円以下
2人	786,000円以下
3人	942,000円以下
4人以上	1,000,000円以下

■ 支給方法・支給額

《支給方法》久留米市から不動産仲介業者等の口座に振り込みます。

《支給額》1か月ごとに支給します。

- 「世帯収入額」が「①基準額」以下の場合
→「②家賃額」を支給（右表の「支給上限額」が上限）
- 「世帯収入額」が「①基準額」を超える場合
→「①基準額」＋「実際の家賃の額」－「世帯収入額」
を支給（右表の「支給上限額」が上限。なお、支給額が調整される場合があります）

世帯人数	支給上限額
1人	31,000円
2人	37,000円
3～5人	40,000円
6人	43,000円
7人以上	48,000円

■ 支給期間

原則3か月（一定の条件を満たせば、最長9か月まで受給できます）。

■ 再支給について

受給終了後に、雇用主の都合により新たに解雇された方、廃業した方、個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらず減収された方は、再支給の対象となる可能性があります。

ただし、前回の支給から1年以上が経過していること、支給後に収入が回復していることが必要となります。

■ 相談から支給までの流れ

①相談

↓ ・まずは、久留米市生活自立支援センターにご相談ください。

②プランの策定

↓ ・久留米市生活自立支援センターでプランを作成します。緊急的な支援が必要な場合は、プランが作成されていない場合であっても、支給申請を行うことはできますが、後日、プランを作成します。

③申請書類の提出

↓ ・詳細は、久留米市生活自立支援センターにお問合せください。

④審査

↓ ・久留米市で審査を行います。

⑤支給決定

・「支給（不支給）決定通知書」を久留米市生活自立支援センターで交付します。（「支給」の場合は、支給額もあわせて通知します。）

⑥給付金の支給

・原則、家主、管理会社等の口座に直接振り込みます。

■ 支給中の求職活動等

支給期間中は、下記の求職活動を行うことが必要です。

①公共職業安定所等での求職活動を行う人 【離職・廃業、被雇用者】	②自立に向けた活動を行う人 【自営業者】
1) 毎月2回以上、ハローワーク又は、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口からの職業相談を受けること	1) 毎月1回、経営相談先での経営相談を受けること
2) 毎月4回以上、久留米市生活自立支援センターでの就労に関する面談等を受けること	2) 毎月4回以上、久留米市生活自立支援センターでの就労に関する面談等を受けること
3) 原則、週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること	3) 経営相談先の助言のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うこと

2) について、毎月最低1回は対面で行う必要があります。

※自営業者についても、受給を開始してから6か月目以降は離職者等と同様の求職活動が必要です。

※求職活動を行わない場合は、途中で支給が中止となる場合があります。

■ お問い合わせ・申請先

久留米市生活自立支援センター（平日8:30～17:15/木曜日のみ19:00まで）（土日祝日年末年始は休み）

〒830-8520 久留米市城南町15番地3（市役所3階310会議室）

☐（西部）0942-30-9185

☐（東部）0942-30-9113